

○公立大学法人新見公立大学職員給与規程

平成22年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人新見公立大学職員就業規則（平成22年規則第3号。以下「就業規則」という。）第46条の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）に勤務する常勤の教員及び事務職員（以下「職員」という。）の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、大学院業務手当、入試手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教員給料表（別表第1）
- (2) 事務職員給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人新見公立大学職員初任給、昇格及び昇給等の基準に関する細則（平成22年細則第4号。以下「初任給等基準細則」という。）で定める。

第4条 理事長は、それぞれの所属の職員が、その毎月の給料の支払を受けるよう、この規程を適用しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、初任給等基準細則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給等基準細則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職務の級から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給等基準細則で定めるところにより決定する。

- 4 職員の昇給は、初任給等基準細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が、就業規則第51条の規定による懲戒処分を受けたこと、その他これに準ずるものに該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（初任給等基準細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては3号給）とすることを標準として初任給等基準細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給等基準細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 前2項の規定は、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する教員については、適用しない。ただし、当該教員で勤務成績が特に良好であるものについては、理事長の定めるところにより、昇給をさせることができる。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等基準細則で定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 休職又は休暇のため、勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、初任給等基準細則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給及び給与の支払）

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、公立大学法人新見公立大学職員給与に関する細則（平成22年細則第3号。以下「給与細則」という。）で定める。
- 3 給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員からの申出があったときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、降格等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給する以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外は、その給料額は、その月の現日数から週休日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第9条 職員が退職し、又は免職された場合、事務引継又は残務整理のため特に執務を命ぜられたときは、その間在職当時の給料を日割により支給する。

(休職者の給与)

第10条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の規定以外の心身の故障により、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、理事長が別に定めるところにより、給与の全部又は一部を支給することができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、休職の期間が満3年に達するまで給与の全部又は一部を支給することができる。

5 休職者には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日

を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合(公立大学法人新見公立大学職員介護休業規程(平成22年規程第47号)第3条第1項、第11条第1項及び第16条第1項の規定による介護休業、介護部分休業又は介護時間の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与からの控除)

第12条 職員の給与の支給に際して、法令に別段の定め又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められたものをその給与から控除することができる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の算定勤務日(当該勤務日の属する年の総日数から公立大学法人新見公立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年規程第45号。以下「勤務時間等規程」という。)に定める週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び休日を除いた日数をいう。)に係る勤務時間の総和で除した額とする。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 精神又は身体に重度の障害がある者で給与細則で定めるもの

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の給が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる

子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員

が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員になった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が管理する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他給与細則で定める職員を除く。）

(2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が管理する宿舍その他給与細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定めるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれかにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、給与細則で定める。
(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル

ル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で公立大学法人新見公立大学職員の通勤手当に関する細則(平成22年細則第5号。以下「通勤手当細則」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、次に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤手当細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離に応じて通勤手当細則で定めるところにより算出した額とし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。ただし、教員給料表を適用する職員に限り、高速自動車国道の利用が通勤手当細則で定める基準を満たし、通勤時間の短縮等通勤事情の改善が認められる場合は、通勤手当細則で定める額(その額が30,000円を超えるときは30,000円とする。)を加算する。
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用

距離等の事情を考慮して通勤手当細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の通勤手当細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当細則で定める。

（単身赴任手当）

第18条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の公立大学法人新見公立大学職員の単身赴任手当に関する細則（平成22年細則第6号。以下「単身赴任手当細則」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当細則で定める。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、給与細則で定める職にある者に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の手当の額は、その者の給料月額 100 分の 15 を超えない範囲内において給与細則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 前条の適用を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、 $12,000$ 円を超えない範囲内において給与細則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して給与細則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、 $6,000$ 円を超えない範囲内において給与細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、給与細則で定める。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で給与細則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定により、あらかじめ同規程第2

条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（給与細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第22条 祝日法による休日（週休日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該祝日法による休日がこれらの規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日）及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間については、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲で給与細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 前項の休日とは、勤務時間等規程第10条に規定する日をいう。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の適用除外)

第24条 前3条の規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(大学院業務手当)

第24条の2 大学院業務手当は、大学院に置かれる研究科において教科を担当する職員に支給する。

2 大学院業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、別表第3で定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 教授 月額15,000円
- (2) 准教授 月額12,700円
- (3) 講師 月額11,900円

3 大学院業務手当を支給する期間は、次に掲げる職員の区分による。

職員の区分	支給期間
① 大学院専任教員	通年
② ①以外の者	授業の開講期間

4 前3項に定めるもののほか、大学院業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(併給の禁止)

第24条の3 大学院業務手当の支給を受ける職員で前条第2項の別表第3に掲げる2以上の区分を兼ねる者については、上位区分の額を支給する。

(入試手当)

第24条の4 入試手当は、職員が学部、大学院又は助産学専攻科の入試選抜試験の問題作成又は採点の業務に従事したときに支給する。

2 一般入試及び推薦入試における入試手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教科・科目の問題作成業務 1件当たり40,000円
- (2) 小論文、課題面接及び実技等の問題作成業務 1件当たり10,000円
- (3) 採点業務 1回当たり10,000円

3 大学院及び助産学専攻科入学者選抜試験の問題作成業務(採点業務を含む。) 1件当たり8,000円

4 前3項に定めるもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において公立大学法人新見公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成22年細則第7号。以下「期末・勤勉手当細則」という。）で定める日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（期末・勤勉手当細則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 教員給料表の適用を受ける職員であって職務の級が2級以上のもの（事務職員給料表の適用を受ける職員にあっては、その職務の級が3級以上のもの）で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として期末・勤勉手当細則で定めるもの並びにこれらの職員との権衡を考慮して期末・勤勉手当細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して期末・勤勉手当細則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で期末・勤勉手当細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当細則で定める。
（期末手当の支給制限）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期

末手当) は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
(期末手当の一時差止め)

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において期末・勤勉手当細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（期末・勤勉手当細則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、理事長が期末・勤勉手当細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき

扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当の基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ）から」と「支給日」とあるのは「支給日（第28条第1項に規定する期末・勤勉手当細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第29条 職員が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。

2 前項の手当の額及び支給方法は、公立大学法人新見公立大学職員退職手当規程（平成22年規程第44号）による。

(臨時的に雇用される職員の給与)

第30条 臨時的に雇用される職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に理事長が定める。

(再雇用職員についての適用除外)

第31条 第14条、第16条及び第29条の規定は、公立大学法人新見公立大学職員再雇用規程（平成22年規程第32号）の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において、公立大学法人新見公立短期大学の職員であった者で、引き続き法人に引き継がれた職員については、公立大学

法人新見公立短期大学の職員であった期間を法人の職員であった期間とみなし、この規程を準用する。

附 則（令和5年4月1日規程第43号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教員給料表

（単位：円）

給 号	級	1級	2級	3級	4級
1		220,100	281,000	327,600	406,000
2		222,400	284,000	330,500	408,300
3		224,600	286,800	333,500	410,700
4		226,800	289,600	336,500	413,200
5		228,900	292,200	339,700	415,300
6		231,000	294,600	342,100	417,800
7		233,200	296,800	344,700	420,000
8		235,300	299,100	347,100	422,500
9		237,600	301,600	349,800	424,200
10		240,000	304,000	352,500	426,700
11		242,400	306,400	355,200	429,000
12		244,800	308,900	358,200	431,300
13		246,900	311,200	361,000	432,700
14		249,300	313,200	362,900	434,900
15		251,700	315,200	365,100	437,100
16		254,100	316,900	367,600	439,400
17		256,100	319,100	369,600	441,500
18		259,200	320,900	371,800	443,900
19		262,300	322,900	373,900	446,200
20		265,400	324,600	375,800	448,600
21		268,300	326,300	377,600	450,700

22	271,300	328,700	379,400	453,000
23	274,200	330,900	380,900	455,400
24	277,100	333,300	382,100	457,700
25	279,700	335,300	383,500	459,700
26	282,300	337,300	385,300	461,900
27	284,800	339,400	387,100	464,000
28	287,400	341,800	389,000	466,200
29	290,000	344,000	390,900	468,300
30	292,300	346,100	392,600	470,600
31	294,500	348,000	394,300	472,800
32	296,800	349,800	396,000	474,900
33	299,000	351,700	397,600	476,800
34	301,200	353,600	399,400	478,900
35	303,700	355,300	400,900	481,200
36	305,900	356,800	402,700	483,400
37	308,400	358,400	403,800	485,500
38	309,700	360,400	405,400	487,500
39	311,400	362,500	406,900	489,400
40	312,800	364,400	408,400	491,300
41	314,500	366,300	409,300	493,300
42	315,000	368,200	410,900	495,200
43	315,500	370,000	412,400	496,900
44	316,000	371,800	414,000	498,800
45	316,800	373,600	415,300	500,700
46	317,800	375,400	416,900	502,500
47	318,600	376,900	418,300	504,300
48	319,600	378,700	419,900	506,200
49	320,400	380,200	421,300	507,900
50	321,300	381,800	422,600	509,600
51	322,100	383,400	423,900	511,400

52	322,900	385,100	425,200	513,300
53	324,000	386,200	425,900	514,900
54	324,800	387,700	426,900	516,500
55	325,500	389,100	427,800	518,200
56	326,300	390,700	428,700	519,800
57	326,800	392,000	429,600	521,400
58	327,500	393,400	430,500	522,700
59	328,400	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	

82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			

112	365,400		
113	365,800		
114	366,200		
115	366,700		
116	367,100		
117	367,500		
118	367,900		
119	368,400		
120	368,800		
121	369,100		
122	369,500		
123	370,000		
124	370,300		
125	370,700		
126	371,200		
127	371,700		
128	372,100		
129	372,500		

この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第3条関係）

事務職員給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給								
再 任 用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000

職 員 以 外 の 職 員	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200

34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			

94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						

	124		303,900						
	125		304,200						
再 任 用 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第3

職員の区分	割合
① 大学院の授業を担当する教員のうち、博士 後期課程を担当するもので主として学生に対 する研究指導を担当する者	100分の200
② 大学院の授業を担当する教員のうち、博士 後期課程を担当する者（①に掲げる者を除 く。）	100分の150
③ 大学院の授業を担当する教員のうち、主と して学生に対する研究指導を担当する者（① に掲げる者を除く。）	100分の150
④ 大学院の授業を担当する教員（①から③に 掲げる者を除く。）	100分の100